

非常変災時の対応について

教務部

1 地震発生時における生徒の登下校について

(1) 登校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機を原則とする。

イ 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難場所等近くの安全な場所に移動し、待機する。

ウ 休校及び授業開始等については、公共の交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認して決定し、生徒・保護者に示す。

(2) 下校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。

イ 生徒の下校については公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、判断する。下校は保護者への引き渡しを原則とするが、被害がない又は軽微で安全が確認できた地域については、各自帰宅する。その際、自宅への到着確認を確実に行う。また保護者と連絡がとれない、日没までに自宅に到着できないなど生徒に危険が及ぶ可能性があるかと予想される場合は、学校に待機とする。

ウ 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準ずる。